

長野県小学生バレーボール連盟倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の「コンプライアンス規程」及び日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という。）の「コンプライアンス規程」に基づき、長野県小学生バレーボール連盟（以下県小連という）関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起し、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

※法令等とは、日本国憲法、JVAの定款、JVA諸規程及び日小連規約、日小連諸規程、県小連規約、県小連小連諸規程、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等を言う。

(適用範囲)

第2条 全条に規定する「県小連関係者」とは、県小連役員、支部役員、県小連に登録した個人または団体及び登録選手の保護者。

(行動規範)

第3条 県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 県小連関係者は次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の県小連関係者に対して、法令等に違反する行為を支持・教唆する行為
- (3) 他の県小連関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- (4) 上記 (1)～(3)の管理監督を怠る行為

2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。

- (1) 県小連の決定した方針に従わないこと。

- (2) 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合を行うこと。
- (3) 指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするハラスメント、差別、暴言、保護者等への個人的な要求等、その他人権尊重に反する言動をとること。
- (4) 不正な会計処理を行うこと。
- (5) スポーツパーソン、スポーツ関係者として著しく品位を欠く言動、スポーマン精神に反する言動をとること。
- (6) 既に他チームに登録している選手をそのチームの指導者に承諾なく自チームに勧誘すること。また、選手の入部、移籍に関し、選手にこれらを強要すること。
- (7) 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。

(事象発生後の対応と手順)

第5条 県小連及び倫理特別委員会は以下の手順で対応に当たる。

- (1) 前条の法令等違反の通報等が県小連にあったときは、該当する支部長、常任理事が直ちに対象者（通報者、関係者、被害者、当事者等）に聞き取り調査を行う。通報が日小連及び県協会にあったときは、該当する支部長、常任理事、倫理特別委員長等が直ちに対象者（通報者、関係者、被害者、当事者等）に聞き取り調査を行う。
- (2) 調査にあたっては守秘義務を遵守し、通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。
- (3) 通報内容が第4条で禁じられている行為であっても、日小連関係者のプライベートに関する問題、保護者間または指導者と保護者間の言動に関する問題等の場合は、県小連が扱うべき問題かを判断する。
- (4) 当事者からの説明・弁明及び当該支部の調査結果等を踏まえて倫理特別委員会での処分を決定し、県小連理事会に報告する。

なお、当該被処分者へは処分の内容を文書で通達する。

(倫理特別委員会)

第6条 長野県小学生バレーボール連盟規約第8章に基づく特別委員会について定める。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 副会長職から1名（会長指名）
 - (2) 副委員長 4 信理事から 1 名、副理事長職から若干名（以上会長指名）
 - (3) 委 員 4 信理事から 3 名、総務委員長、指導普及委員長
 - (4) 事務局 県小連事務局長
- 3 倫理特別委員会は、小学生バレーボールにおける事故・事件の未然防止及び事故・事件発生後の処置について対応する。

（処分の種類と内容）

第 7 条 県小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

（1）注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

（2）厳重注意

文書での通知を以って、反省を促す。再発防止を目的とするものであるが、処分後再び違反行為を行った場合は、より重い処分が科される。

（3）活動禁止

文書での通知を以って、バレーボール活動（県小連への登録団体、地区小連、県小連が実施する諸活動）への参画を一切禁止する。違反行為の内容により、有期・無期の活動禁止となる。

活動を再開する場合、県小連指定の研修会を受講しなくてはならない。

（処分の基準）

第 8 条 前条の処分決定に際し、代表的な違反行為について標準的な処分内容を定めた「日小連関係者処分基準 別表」を基準とする。

2 処分決定にあたっては、前項の処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

3 処分基準に示していない違反行為にたいする処分内容は、処分基準の標準的な内容を参考とし、その違反行為の内容・結果を踏まえ、別表に記されている「各種事案に対して考慮すべき要素」、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し決定する。

(処分の報告)

第9条 県小連で決定した処分の内容については、日小連に報告しなければならない。

(その他)

第10条 本規程の実施に関する細則については必要に応じて別に定める。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は令和7年4月1日から施行する。